



## 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で 申告書が作成できます

<http://www.nta.go.jp>

確定申告

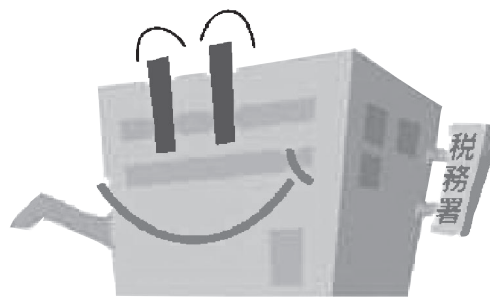
検索



国税庁ホームページの中の確定申告書等作成コーナー（URL <http://www.nta.go.jp>）をご利用いただきますと、所得税の確定申告書等の作成からe-Tax（国税電子申告・収税システム）による送信までが、画面の案内により簡単に行うことができます。

画面の案内に従って金額等を入力しますと、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成でき、プリントアウトした確定申告書等を郵送等により提出することもできます。

混雑している税務署での待ち時間もなくなりますので、ぜひご利用ください。



問合せ／控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117  
春日部年金事務所 ☎048-737-7510  
国保年金担当 ☎991-1870



## 住民ほけん課のお知らせ

# 国民年金保険料の所得控除について

国民年金保険料は、納付した全額が、所得税や住民税等の社会保険料控除の対象になります。控除の対象となるのは、平成22年1月1日から12月31日に納めた国民年金保険料です。

また、配偶者やご家族の保険料を納めた場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。国民年金保険料の控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や保険料を納めた時に交付される領収書の添付が必要になります。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は日本年金機構から下記の時期に送付されます。申告まで大切に保管してください。

平成22年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した方



平成22年11月上旬に送付されました。

※控除証明が発送された後に納めた分については、領収書をご利用ください。

平成22年10月1日以降に今年初めて国民年金保険料を納付した方



平成23年2月上旬に送付されます。